

平成29年度第1回東京都国民健康保険運営協議会 議事概要

1 日 時 平成29年9月20日（水曜日）午後5時30分～6時44分

2 場 所 東京都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

3 出席者（五十音順）

新井悟委員、石垣栄一委員、和泉なおみ委員、うすい浩一委員、加島保路委員、須崎眞委員、土田 武史委員、鳥居こうすけ委員、那須隆委員、蓮沼剛委員、長谷川初枝委員、羽村富男委員、平川博之委員、細谷しょうこ委員、松本博恭委員、目々澤肇委員、毛利貴広委員、矢口道博委員、矢内邦夫委員、山崎一男委員

4 主な発言内容

（1）国保制度改革の概要について

（委員）資料中の一人当たり所得は、賦課限度額超過分を考慮したものか。

（事務局）賦課限度額超過分の控除前である。

（委員）資料中の都の公費負担分に加え、都の法定外繰入分があるか。

（事務局）都独自の財政支援として区市町村等への補助を行っている。

（委員）現在、区市町村は相当額法定外繰入を行っており、区市町村から都に財政負担を求める要望が寄せられているか。

（事務局）激変緩和を丁寧に行うべき等の要望が出されている。

（2）国保事業費納付金等の算定方法について

（委員）資料中の一人当たり保険料額について、国から法定外繰入後の数字も示すこととされている。28年度の決算額がまだ確定しないので、今回の試算では対応していないとのことだが、28年度の法定外繰入額はいつ判明するのか。また、区市町村の29年度の実際の賦課額は出せるのか。

（事務局）平成28年度の法定額繰入は未確定。法定外繰入前の額で比較している。平成29年度の実際の賦課額は現在把握していない。

（委員）他県では連携会議の資料や議事録を公開している例もある。都も次回以降公開すべきと考えるが、その予定はあるか。

（事務局）今のところ公開の予定はしていない。

（委員）11月の運営協議会では平成28年度法定外繰入額、平成29年度一人当たり保険料額は示してもらえるのか

（事務局）算定方法についての国の提示内容にもよるため、現時点での回答は難しい。

(3) 国保運営方針（素案）について

(委員) 「相扶共済」という文言は旧国保法の文言であり、国保制度全面改正時に削除されたものだが、なぜ今回、あえてこの文言を使ったのか。

(事務局) ご意見を踏まえて表現については検討していきたい。

(委員) 解消・削減すべき赤字を「決算補填等目的の法定外一般会計繰入金の額」と「繰上充用金の額」の計と定義しているが、それぞれを具体的に説明してほしい。また、法定外一般会計繰入を禁止していないということを確認したい。

(事務局) 決算補填等目的の法定外一般会計繰入は p10 上部の表左側の事項でそれぞれ該当するもの。法定外一般会計繰入は禁止というわけではないが段階的な削減が必要と考えている。

(委員) 一人当たりの保険料（税）の項において、モデル世帯における保険料の比較があるが、23年度と27年度の額も提示してほしい。

(事務局) ご意見として承る。

(委員) 収納率向上対策の推進のうち、都繰入金による財政支援や褒賞制度の記載がある。現在は差押件数等に応じた交付が行われているが、30年度以降はどのような基準での交付を検討しているのか。

(事務局) 国の保険者努力支援制度の在り方も踏まえながら検討していきたい。

(委員) 決算補填を目的とする法定外繰入について、国保の給付に関する費用は、原則保険料と法定の公費で賄うものとされている。一般会計からの繰り入れは保険料で賄うべき支出の肩代わりであり、給付と負担の関係が不明確になっているとともに、税の使途も不明瞭になっている。国保加入者以外も負担を強いられる構図となっており計画的・段階的に法定外繰入を解消して行ってほしい。都は赤字の削減目標等を定めて達成して行ってほしい。

(委員) 被用者保険と異なり、事業主負担のない国保は被保険者の保険料負担が重くなる。区市町村が保険料引き上げ抑制のために法定外繰入をしていることを踏まえ、都も一定の財政支援をすべきである。

(委員) 国保は事業主負担のかわりに国庫負担があるという考え方もできるため、単純な比較ではなく、総合的に比較する必要がある。国保はリスクが大きい人を抱え、負担能力が低い制度であるという前提を踏まえ、改善していかなければならない。

(4) その他

(委員) 第2回会議で諮問・答申を行う予定となっているが、十分な審議を行うため、もう1回会議を開催して答申を行うべきである。また、より踏み込んだ議論ができるよう、詳細な資料を委員に提示すべきである。